

第 87 回倫理委員会議事要旨（2023 年 10 月 30 日）

I 日時：

2023 年 10 月 30 日（月）13:00~14:45

II 場所：

対面及びオンライン会議

III 出席者：

○ 倫理委員会委員

（五十音順・敬称略）※印は本会の会員以外（特定社員を含む。）の委員を示す。

樋口誠之（委員長）、武藤智帆（副委員長）、山田雅弘（副委員長）、石井哲也、市川充（※）、佐々野未知、高田篤、林隆敏（※）、林祐樹（※）、三宅周兵、矢萩由紀子（※）、吉村智明

○ 日本公認会計士協会

後藤紳太郎（副会長）、西田俊之（常務理事）

IV 議事要旨：

◆ 協議事項

1. 倫理規則の改正公開草案の概要

担当副委員長から、2022 年から 2023 年までにおける国際会計士倫理基準審議会（the International Ethics Standards Board for Accountants：IESBA）倫理規程改訂（テクノロジー、上場事業体及び社会的影響度の高い事業体（Public Interest Entity：PIE）の定義、業務チームの定義及びグループ監査）を踏まえた倫理規則改正及び倫理規則における「守秘義務」の用語の見直しに関して、改正の概要や論点等について、10 月 10 日に開催された第 9 回倫理委員会有識者懇談会における意見への対応を中心に説明がなされた。

【主なご意見】

- 「守秘義務」という用語は広く一般的に使われているため、今回改正することとなった経緯について、公認会計士業界内部だけでなく外部に対しても周知する必要があるのではないか。
- 今回の改正により「守秘義務」という用語が「秘密保持」に変更されることについて、用語の変更により意味は変わらないということを説明する必要があると考える。

（ご意見への対応）

用語変更の経緯や考え方に関する周知について検討する旨を回答した。

- 倫理規則の改正公開草案全体において、「秘密情報」や「業務上知り得た秘密情報」という言葉が混在しているが、どのような整理になるか確認したい。

(ご意見への対応)

「秘密情報」は一般的に公開されていない情報と考えており、「業務上知り得た秘密情報」は、秘密情報のうち業務により所属している組織や会計事務所等、依頼人などから知り得た情報になると考えているが、用語の意味について改めて検討したい旨を回答した。

- 現行の「守秘義務の原則」という用語が「秘密保持の原則」に変更になることについて、違和感はない。しかし、「義務」という言葉がなくなることになるが、守らなければならない事項であるという趣旨をどのように補うのか。

(ご意見への対応)

倫理規則では、セクション 110 において会員が遵守すべき基本原則を記載しており、その中に「秘密保持」も含まれているため、「義務」という言葉がなくても、必ず守らなければならないものとして示すことができると考えている旨を回答した。

- 秘密情報に関する改正後の規定において、開示又は利用が認められる場合の条件の一つに依頼人の了解に関する記載があるが、当該規定については、「了解」ではなく「同意」とすることも考えられるのではないか。

(ご意見への対応)

原文や他の規定も踏まえ、改めて検討したい旨を回答した。

- 倫理規則改正案において、業務上知り得た秘密情報を所属する組織のために利用することを禁止する旨の規定があるが、どのように理解すればよいか確認したい。

(ご意見への対応)

本規定は、例えば、組織に所属している会員が業務において取引先の情報を知った場合に、当該情報を所属する組織のために利用してしまう状況を想定している旨を回答した。

◆ 報告事項

1. IESBA 会議報告（9月）

担当副委員長から、9月の IESBA ボード会議について説明がなされた。具体的には、サステナビリティ、専門家の利用、2024年から2027年までの戦略及び作業計画、テクノロジー、タックス・プランニング等について議論が行われた旨が説明された。

【主なご意見】

- サステナビリティ保証業務の実施者（Sustainability assurance practitioner）が実施するサステナビリティ保証業務の対象となる情報に、バリューチェーン（Value Chain）に含まれる事業体のサステナビリティ情報が含有されている場合、当該事業体のサステナビリティ情報に対する保証業務を実施する者がサステナビリティ保証業務の実施者に該当するか、又はサステナビリティ保証業務チームに含まれないその他の実施者（Another practitioner）に該当するかを区別することは容易ではないと考えるが、この点について何か議論されている点があるのか確認したい。

（ご意見への対応）

サステナビリティ保証業務の実施者から「direction」、「supervision」、「review」を受けているかという点で、その他の業務実施者であるかどうかを判断することが提案されている旨を回答した。

- IESBA が 2023 年 12 月に承認予定のサステナビリティに関する倫理規程改訂の公開草案には、サステナビリティ保証業務に関する規定のみが含まれるのか。それともサステナビリティ情報の作成者のための倫理に関する基準も含まれるのか確認したい。

（ご意見への対応）

2023 年 12 月に承認予定の公開草案には、サステナビリティ保証業務の倫理・独立性基準だけでなくサステナビリティ報告の倫理に関する基準も含まれ、サステナビリティ報告の倫理に関する基準は、現行のパート 1 から 3 までの規定にサステナビリティ報告に関する規定が加えられる形で改訂される予定である旨を回答した。

2. 会員からの職業倫理相談状況

担当副委員長から、最近の会員からの職業倫理相談状況について説明がなされた。

以 上

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp